

【イクボスメールみえ 第45号】新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置

みえのイクボス同盟メールマガジン「イクボスメールみえ」を送付します。

今回は、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」と「同措置による休暇取得支援助成金」についてお知らせします。

■■新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置■■

○「母性健康管理措置」とは？

男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようになるために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

母と子という2つの生命を守るという観点や少子化対策からみても、妊娠中の女性労働者が、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することは重要です。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、働く妊婦の方は使用できる医薬品も制限があり、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを抱える場合があります。その心理的なストレスが、母体や胎児の健康保持に影響をあたえるおそれもあります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、「新型コロナウイルス感染症に関する措置」が新たに規定されました。

○「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」とは？

<対象期間：令和2年5月7日～令和3年1月31日>

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

※主治医等の指導の例：感染のおそれが低い作業への転換、又は出勤の制限（在宅勤務・休業）など。

詳しくは、こちらをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/000660312.pdf>

■■「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」をご活用ください！■■

1～3の全ての条件を満たす事業主が対象です。

令和2年5月7日から同年9月30日までの間に、

1. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、
2. 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
3. 令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

【助成内容】

対象労働者1人当たり 有給休暇計5日以上20日未満：25万円
以降20日ごとに15万円加算（上限額100万円）

※1事業所当たり20人まで

【申請期間】

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

詳しくは、こちらをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

<お問い合わせ先、上記助成金の申請先>

三重労働局 雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎

（母健措置について）TEL 059-226-2318

（助成金について）TEL 059-261-2978

■■■メールマガジンに関するお問い合わせ■■■

（アドレスの変更・配信停止等につきましては、下記までご連絡ください。）

三重県子ども・福祉部 少子化対策課 少子化対策推進班

電話：059-224-2404 FAX：059-224-2270

電子メール：shoshika@pref.mie.lg.jp

バックナンバーはこちら

<http://www.pref.mie.lg.jp/SHOSHIKA/HP/m0074300049.htm>